

令和8年度第1回用途廃止パソコン及びプリンタ等の売却に係る一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、令和8年度第1回用途廃止パソコン及びプリンタ等の売却に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、その他関係法令、八尾市財務規則、契約に関する諸規程並びにこの心得、入札要領を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げ、又は他の入札参加者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

3 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

(入札)

第3条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、指定された日時及び場所において所定の入札箱に投入しなければならない。代理人に入札させる場合は、委任状を提出しなければならない。

2 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

3 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 入札当日の参加人員は、1業者につき2名以内とする。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を担当所属の担当者に提出するものとする。
入札辞退届は、電子メール、郵送又は持参により提出することができる。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又は辞退する旨を明記した入札書を、入札執行担当職員に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(開札)

第6条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。開札結果は、すべての物件の開札を終えた後、書面により通知する。

(無効の入札)

第7条 八尾市財務規則第111条に該当する入札のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者がした入札

(2) 指定された日時及び場所に提出されなかった入札

(3) 入札者の記名押印を欠く入札

- (4) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
 - (5) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
 - (6) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
 - (7) 再度入札において、2回目以降の入札価格が、前回の入札価格以下である入札
 - (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
 - (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
 - (10) 同一の入札について、2人以上の代理をした者の入札
 - (11) 同一の入札について、入札者及びその代理人がそれぞれした入札
 - (12) 明らかに連合によると認められる入札
 - (13) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反してした入札
- (落札者の決定)

第8条 予定価格以上の入札者のうち、最高の価格で入札した者を落札者とする。
(再度入札)

第9条 開札の結果、予定価格以上の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、初回入札を含め3回打切りとする。

2 第7条の規定により無効となった入札をした者は、前項の再度入札に参加することができない。

3 再度入札における入札価格は、前回の入札価格を下回らなければならない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第11条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約締結時までに現金その他市が認める方法により納付しなければならない。ただし、八尾市財務規則その他の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(異議の申立て)

第12条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、説明の内容等についての不明を理由として、異議を申し立てることは一切できない。